

サンクトペテルスブルグ宣言(全木連仮訳)

我々、欧州および北アジア（ENA 地域）およびその他の地域から参加した国および EU の政府代表は、サンクトペテルスブルグにおける森林法の施行とガバナンスに関する閣僚会議に出席し、

1. 各国が持続可能な森林管理および森林法の施行に責任を持つこと、並びに、良好なガバナンスおよび法の施行が持続可能な森林管理ために不可欠であること、を強調し
2. さらに、国際的な義務を勘案した上で、全ての国は、自らの政策目標に基づき自国の森林資源を管理し利用する権利を持ち、森林法の施行とガバナンスは各国にとって国内問題であることを強調し
3. 森林法の施行とガバナンスの課題は、地方レベル、国レベル、越国境レベル、地域レベル、地球レベルの意味合いをもつことを認識し
4. 全ての、林産物を輸出し輸入する国が、森林資源の違法伐採と関連する貿易を除去するための行動をする共通の責務を持っていることを確信し
5. この地域において森林法の施行とガバナンスは分野横断的で複雑であり、経済的・環境的・社会的そして政治的にセンシティブな課題であり、多くの政府機関と他の関係者の効果的な協力が必要であることを強調し
6. ENA 地域の森林は、地上の森林の三分の一以上を占めていることから、地球的な重要性を持ち、地域的・地球的な生命支援システムの重要な要素を構成していることを認識し
7. この地域においては、森林は直接的・間接的に数億の人々の生活に不可欠なものであり、長期的な経済的・社会的・文化的および環境的な便益を提供し、地域住民のエネルギー需要に応える役割を果たしていることを深く認識し
8. 良好な管理が、社会的・経済的な発展および責任ある民間企業にとって良好な投資環境を生み出すことを認識し
9. 違法伐採と関連する貿易および森林分野の汚職を除去するための、法律・政策・法律施行のための制度的な能力など、効果的なガバナンスを提供する基本的な政府の責任を強調し、
10. 森林に関連する犯罪はこの地域の多くの国で重要な問題であり、持続可能な森林管理の努力を阻害していることを深く懸念し
11. 違法伐採活動のスケールは、地元住民による燃料材の不法採取から、国内国際市場に供給するための違法な商業用木材の伐採活動まで広がっていることを認識し
12. この地域の一部の国における特に地域の貧困層による燃料材の不法伐採は、適切な社会的・経済的な対応の欠如あるいは、資源へのアクセス不足および地域住民が他の手段を持たない燃料場合の過剰な規制が引き金となっていることを認識し
13. 森林に関連した汚職などの犯罪行為が、法的規制の一般的な弱体化、政府・民間企業

および地元住人の収入の減少、保護地域など森林生態系・生物多様性・野生生物の生息地の劣化、森林火災と炭素貯蔵地の喪失機会の増大など、重大な否定的影響をひきおこすことを深刻に懸念し

14. 森林に関連する違法な活動が、貧困を減らし人類の福祉を増進するという国際的に合意された開発目標に向けた森林の貢献に、否定的な影響を与えることに留意し
15. この地域の多くの国における、市場経済の発展、エネルギー供給体制の改革、および公的分野と民間分野の役割の変更が、森林管理の責任ある体制への新たな課題をもたらし、政策・法律・制度的枠組みの変革を要求しているということに関心を払い
16. 効果的な森林法の施行をするために、森林管理、政策、立法とその実施に関する情報の、国民への提供と情報交換が必要とされていることに考慮し
17. この地域の多くの国において、現在ある森林法と森林政策を施行するための能力が欠如しており、森林配置および利用の監視と管理のためには、現行の法律の改訂および制度と行政システムを強化の課題に直面していることを認識し
18. この地域および地域を越える貿易における、違法な伐採、関連する貿易および汚職に対して戦うために不可欠な、政治的にハイレベルな関与および支援の必要性を確信し
19. さらに、司法、法の施行、森林、貿易、関税、開発の関連当局の各国間の協力が、この地域における効果的な森林法の施行とガバナンスを強化するために不可欠であることを確信し
20. 違法伐採および関連する貿易と汚職と戦う、各国の共同した行動の緊急性を強調し
21. ENAFLEG の過程が、他の地域的な FLEG の過程ならびに、国際的な森林に関する機関および政策プロセスと、重要な共同行動をとる可能性を認識し
22. 民間業界および市民社会が FLEG に関係する課題に取り組む緊要性に関心を払い

ここに、我々が以下のこと実施することを言明し宣言する

ENA 地域の国において

1. 国内の幅広いガバナンスと開発に関する課題の中における関心事項として、ハイレベルの政治的関与をはかり、森林法の施行とガバナンスを確立する
2. 天然資源管理の政策・法律との一貫性と調和、および国際的な合意に基づく関連する責務との一貫性と調和をはかるため、森林法と規則の評価をし、必要な場合は改訂をはかる
3. 必要により、制度間の協力を強化し、特に森林関係の法の施行のため、法の執行および司法当局における、人的・制度的な能力の強化をはかる
4. 違法伐採・関連する貿易および汚職、地方住民の木材の不法採取、並びに生物多様性を脅かしている保護森林地域の不法な開発に対して、その背景となる原因に対処する戦略の評価、同定、開発をおこなう

5. 国家森林計画ないしは同等の枠組みにおいて、閣僚宣言の提言および付属の行動推奨リスト (Indicative list of action) を考慮し、実施の進展をモニターすることを含む、期限を区切った明快な目標に基づいた、確固とした行動計画を作成する
6. 森林に依存する社会の慣習的な法および慣行を考慮することにより、また伝統的な知識を尊重することにより、森林に依存する社会の権利を認識し、そして、地域の社会・経済および文化的発展と彼らの資源を保存するという目的にあうよう森林の管理において、原住民と地域住民の参画を推進する
7. 原住民、地域社会、民有林所有者、NGO および企業などの関係者を、森林法および政策の形成および実施過程において関与させ、公開された参加プロセスを通じて、透明性を確保し、衝突を避け、公平を確保し、特権グループの不適切な影響を減らす
8. 国際的に認知された組織犯罪と戦う原則を適用し、行動規範、最善の実施基準、専門家の責任、など一般的な汚職に対する対応策に基づき、森林分野内および同分野に影響を及ぼす汚職と戦う手段を改良開発する
9. 森林資源、その配置と開発に関する透明性のある情報を収集し、国民がいつでも閲覧可能な形で普及する
10. 木材・木材製品の国内および国際的な流通の流れをモニターし公表し、必要な場合は第三者による透明性の監視システムを構築する
11. 違法伐採と関連する貿易および汚職の広がりと重要性、並びに森林が社会に提供する便益に対してこれらのことが及ぼす否定的な影響について、社会的な認知を広げるため、全ての関係者に情報提供し関与させる

国際的に

12. 可能な限り現在の仕組みを利用し、森林法の施行とガバナンスおよび適宜の情報および経験の交流のため、関係国間、特に木材および木材製品の輸出輸入に関する国の協力を強化する
13. 木材および木材製品の流通を監視するための国内的な能力の強化および協力を推進する
14. ワシントン条約を通じた協力を初めてとして、違法伐採に関係した野生生物の違法な貿易および密漁と戦うために協力する
15. 現在の仕組みを統合し、FLEG における進捗を組織的に監視・評価・報告する
16. 違法伐採と関連する貿易および汚職と効果的に戦うため、民間業界と市民社会との間で共同と協力を発展させる
17. 違法伐採と関連する貿易と戦うために効果的な監視と共同した行動が必要となっている国境を接する国の中で、透明性のある協力関係を強化し、重要性を付与する
18. 貿易の透明性を高め、合法的に伐採された木材の貿易を推進するため、貿易の流れと通関のデータの分野の、監視・評価・報告についての国際的な能力を強化する

19. 違法伐採と戦い合法的に伐採された木材の貿易を推進するため、情報の共有と技術の移転をはかり、国家、制度、人的な能力を高めるための国際的な協力を強化する
20. 合法的に伐採された木材の市場を拡大するため、任意の COC 森林認証などにより、製品の産地など合法性に関する情報の認知を広げる
21. 違法伐採と関連する貿易および汚職が引き起こす問題を消費者に伝えるため、民間業界を含む市民社会と協力する
22. FLEG に関連した多国間の仕組み、プロセスおよび他の地域と共同作業を行う

我々は、さらに以下のことを言明する

23. 宣言の意図するところを実現するため、政府および、民間業界を含む市民社会による可能な行動の枠組みを明らかにした行動推奨リストを、宣言の付属文書として支持する
24. 付表 1 に掲載した国際的・地域的機関、制度およびプロセスならびに学術機関に対して、サンクトペテルスブルグ宣言および行動推奨リストの支持を要請する
25. 国際的な運営委員会（ISC）に対して、ENAFLEG の特に宣言および行動推奨リストの実施に焦点を当てて、引き続き後援するよう要請する
26. 世界銀行に対して、宣言および行動推奨リストの実施に関して後援し、重要な役割を継続するよう要請する
27. 2・3 年以内に適当なレベルでの会合を、民間業界を含む市民社会と共同して開催し、実施上の経験をおよび教訓を交流し、さらなる行動や協力が必要な分野を特定する
28. 5 年以内に次回の閣僚会合を開催し、行動推奨リストの実施を含む森林法の施行とガバナンスに関する前進を評価し、必要な行動を決定する
29. 他の国に対して宣言に加わり行動推奨リストの実施を支持するよう要請する

この宣言は、以下の国によって拍手により受諾された

アルバニア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、ボスニアヘルスェゴビナ、カナダ、中国、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィンランド、グルジア、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンゴル、オランダ、ノルウェイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、セルビアモンテネグロ、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、タジキスタン、トルコ、ウクライナ、英国、米国、ウズベキスタン、EC

サンクスペテルスブルグにて

2005 年 11 月 25 日

